

10月定例教育委員会 資料	
年月日	令和4年10月25日
担当課	教育総務課

鳥取市立小・中・義務教育学校における公費外会計定期検査の報告について

1 目的

各学校が扱う公費外会計について、鳥取市立小・中・義務教育学校における「公費外会計等取扱要綱」やガイドラインを定め、各学校において適正な事務執行に努めていただいています。あわせて、チェック体制にも万全を期すために、共同学校事務室による相互監査を毎年度実施しているものです。

2 定期検査の概要

期 間：令和4年4月上旬～令和4年5月末日※一部の学校は7月実施

方 法：共同実施組織（中学校区毎）内学校事務職員による相互監査

監査後、相互監査報告書により教育総務課に報告

内 容：チェックシートを使用して以下の点についてチェックを実施

- ①通帳・印鑑が適正に管理されているか
 - ②出納簿と通帳残高が一致するか
 - ③関係帳簿類（出納簿・未納者台帳・支出伺・領収書等）が整っているか
 - ④ガイドラインに沿って適切に処理されているか
- ※校内でのチェック体制が整っているか

3 定期検査の報告について

不正な会計処理は見当たらず、ガイドラインに沿って概ね良好に処理されていることを確認しました。

ただし一部の学校の事務処理において、改善が必要な点が見受けられたため、下記のとおりあらためて周知を行いました。

- 支出伺い、帳簿の整備を適切に行うこと。
- 請求書受領後は速やかに支払処理を行うこと。
- 現金保管での会計処理をなくし、通帳管理すること。
- 通帳払い出し後、すみやかに業者への支払いを済ませること。
- 緊急を要する場合を除き、極力、立て替え払いをなくすること。また、やむを得ず立て替え払いを行った場合は、すみやかに清算すること。
- 領収書の宛名・事由・日付の記入もれに注意すること。
- 支出伺の押印・日付の記入もれ、出納簿の記入漏れ（利息等）に注意すること。
- 入金について収入伺が未作成のところがあり、今後は作成を行うこと。
- 個人のポイントカードは使用しないこと。